

## みのりが丘区 法面保護を目的とする樹木の管理について

安中市は、みのりが丘区の法面保護を目的とする樹木の管理方針について、下記のとおり定めました。

### 記

1. 本管理方針は安中市所有の樹木の管理(注1)にあたり、その基準と手続きを定めることにより法面を保護し災害を防ぎ、かつ安全で住みやすいまちづくりを推進することを目的とします。
2. 本管理方針の適用範囲は別紙「適用範囲図」のとおりとします。
3. 緑道および公園の樹木については、平成24年12月3日締結「みのりが丘植栽管理確認事項」に則ります。
4. 安中市の所有する土地においては、次の行為をしてはいけません。
  - (1) 公共の利益に反する樹木の伐採等(注2)、又は損傷すること。
  - (2) 土地の形状を変更し、又は土砂類を採集すること。
  - (3) 樹木を植えること。
  - (4) 前各号のほか、管理上の必要により、安中市の禁止した行為をすること。
5. 前項の行為を行わないことによって安全が損なわれる場合はこの限りではありません。
6. 安中市の同意のうえ5項の行為をする場合の費用はその都度協議するものとします。また、伐採木等の処分(注3)方法についても、安中市と協議して決めてください。
7. 安中市の同意がなく禁止する行為を行った者は原状回復をしてください。

以上

令和4年5月1日

住所 群馬県安中市安中一丁目23番13号  
氏名 安中市 市長 岩井均 (都市整備課)



(注1)管理とは、財産などの現状を維持し、その目的にそった範囲内で利用・改良する行為のことをいう。

(注2)伐採等とは、伐採及び剪定、その他樹木の管理・処分に関する一切の行為のことをいう。

(注3)処分とは、単なる財産の管理を超えてその財産の性質を変更する行為のことをいう。